

法務省より法教育に関する教員研修、出前教室及び教材の周知について協力依頼がありましたのでお知らせします。

7 受初教課第 12 号
令和 7 年 4 月 28 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課長

殿

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

武藤 久慶

法教育に関する教員研修等の活用について

令和 4 年度より、裁判員制度の対象年齢が引き下げられ、18 歳及び 19 歳の者も裁判員の職務に就くことができるものとされました。こうしたなか、高等学校学習指導要領の必履修科目「公共」において裁判員制度についての理解を深めることをはじめ、法教育の推進が一層重要となっています。

こうした状況のなか、この度、法務省から今年度の法教育に関する教員研修、出前教室及び教材の周知等について、別紙のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

地方公共団体等におかれましては、次頁に掲げる表のとおり、周知をお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配付する等、必要に応じて御判断いただいてかまわない旨申し添えます。

周知元	周知先
都道府県教育委員会指導事務主管課	所管の学校及び各学校を設置する域内の市（指定都市を除く）町村教育委員会指導事務主管課
指定都市教育委員会指導事務主管課	所管の学校
都道府県私立学校事務主管課	所轄の学校及び学校法人等
附属学校を置く国公立大学法人附属学校事務担当課	管下の附属学校
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課	所轄の学校及び学校法人等

※法教育の実施に当たっての参考情報（法務省ウェブページより）

・ 法教育に関する教材

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_kyouzai.html



・ 刑事裁判手続を模擬的に体験いただける教材

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_mogisaiban.html



・ 法教育出前授業・講師派遣

<https://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/houkoku02.html>



【本件にかかる連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL : 03-5253-4111（内線 2565）

※なお、本研修及び出前教室等の実施に係る御質問については、別紙に掲載されている各都道府県の検察庁に、教材に係る御質問については、法務省担当課にそれぞれお問い合わせ下さいませますようお願いいたします。

法務省刑総第480号
令和7年4月21日

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長 武藤久慶殿

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長 早瀬宏毅
(公印省略)

法務省刑事局総務課長 是木誠
(公印省略)

法教育に関する教員研修等への協力について(依頼)

日頃から、法務行政に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

法務省・検察庁においては、平成18年度以降、貴省の御尽力をいただきつつ、最高裁判所、日本弁護士連合会等と連携し、全国で裁判員制度を含む法教育に関する教員研修を実施してまいりました。

法務省・検察庁としましては、令和2年度から順次実施されている現学習指導要領において、様々な教科等で法教育の充実が図られていることなどを踏まえ、本年度も引き続き、最高裁判所、日本弁護士連合会等と連携して、法教育に関する教員研修を実施したいと考えております。

つきましては、各地の検察庁(別添参照)から、各都道府県の教育委員会指導事務主管課、私立学校主管課及び国立大学法人附属学校担当課に対し、小学校、中学校及び高等学校の教員に対する本研修への協力をお願いするとともに、より多くの教員の方に参加していただけるよう、可能な限り、職務としての研修(いわゆる「職務研修」としていただきたい旨の要請を行うことを予定しておりますので、貴省におかれましては、各都道府県の教育委員会指導事務主管課、私立学校主管課及び国立大学法人附属学校担当課に対し、本件について周知いただきたく、お願いいたします。

また、法務省・検察庁では、各学校等からの要請に応じて職員を講師として派遣するなどして、児童、生徒等に対し、法教育の趣旨を取り入れ、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義、刑事裁判のルール、裁判員制度等について説明する出前教室等を実施しているほか、各教育委員会等の主催による教員向けの研修に対しても、職員を講師等として派遣するなどしておりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

特に、裁判員制度については、令和4年4月1日から高等学校の必修科目とな

った「公共」においても扱うこととされたほか、同日から、18歳及び19歳の者も裁判員の職務に就くことができるものとされました。裁判員制度に対する理解を深めてもらうことが一層重要となっていることを踏まえ、各学校等の御要望に応じた出前教室等を実施させていただきます。

なお、法務省においては、小学生、中学生及び高校生向けの法教育において活用いただけるよう各種教材を作成しております。

また、刑事裁判手続を模擬的に体験いただける教材がありますので、是非御活用ください（下記QRコード参照）。おって、法教育教材等を用いた法教育授業の体験などを内容とする「法教育セミナー」を本年8月頃、東京都内において開催することを予定しておりますので、同セミナーに係る周知については別途依頼させていただきます。



法教育マスコットキャラクター

「ホウリス君」

全国検察庁一覧

庁名	所在地	電話番号
最高検察庁	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
東京高等検察庁	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
大阪高等検察庁	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2100
名古屋高等検察庁	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1581
広島高等検察庁	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2451
福岡高等検察庁	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9000
仙台高等検察庁	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6153
札幌高等検察庁	札幌市中央区大通西12	011-261-9311
高松高等検察庁	高松市丸の内1-1	087-821-5631
東京地方検察庁	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
横浜地方検察庁	横浜市中区日本大通9	045-211-7600
さいたま地方検察庁	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-2221
千葉地方検察庁	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-2071
水戸地方検察庁	水戸市北見町1-1	029-221-2196
宇都宮地方検察庁	宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2525
前橋地方検察庁	前橋市大手町3-2-1	027-235-7800
静岡地方検察庁	静岡市葵区追手町9-45	054-252-5135
甲府地方検察庁	甲府市中央1-11-8	055-235-7231
長野地方検察庁	長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
新潟地方検察庁	新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1521
大阪地方検察庁	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2200
京都地方検察庁	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82	075-441-9131
神戸地方検察庁	神戸市中央区橋通1-4-1	078-367-6100
奈良地方検察庁	奈良市登大路町1-1	0742-27-6821
大津地方検察庁	大津市京町3-1-1	077-527-5120
和歌山地方検察庁	和歌山市二番丁3	073-422-4161
名古屋地方検察庁	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1481
津地方検察庁	津市中央3-12	059-228-4121
岐阜地方検察庁	岐阜市美江寺町2-8	058-262-5111
福井地方検察庁	福井市春山1-1-54	0776-28-8721
金沢地方検察庁	金沢市大手町6-15	076-221-3161
富山地方検察庁	富山市西田地方町2-9-16	076-421-4106
広島地方検察庁	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2453
山口地方検察庁	山口市駅通り1-1-2	083-922-1440
岡山地方検察庁	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651
鳥取地方検察庁	鳥取市西町3-201	0857-22-4171
松江地方検察庁	松江市母衣町50	0852-32-6700
福岡地方検察庁	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9090
佐賀地方検察庁	佐賀市中の小路5-25	0952-22-4185
長崎地方検察庁	長崎市万才町9-33	095-822-4267
大分地方検察庁	大分市荷揚町7-5	097-534-4100
熊本地方検察庁	熊本市中央区京町1-12-11	096-323-9030
鹿児島地方検察庁	鹿児島市山下町13-10	099-226-0611
宮崎地方検察庁	宮崎市別府町1-1	0985-29-2131
那覇地方検察庁	那覇市樋川1-15-15	098-835-9200
仙台地方検察庁	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6151
福島地方検察庁	福島市狐塚17	024-534-5131
山形地方検察庁	山形市大手町1-32	023-622-5196
盛岡地方検察庁	盛岡市内丸8-20	019-622-6195
秋田地方検察庁	秋田市山王7-1-2	018-862-5581
青森地方検察庁	青森市長島1-3-25	017-722-5211
札幌地方検察庁	札幌市中央区大通西12	011-261-9313
函館地方検察庁	函館市上新川町1-13	0138-41-1231
旭川地方検察庁	旭川市花咲町4	0166-51-6231
釧路地方検察庁	釧路市柏木町5-7	0154-41-6151
高松地方検察庁	高松市丸の内1-1	087-822-5155
徳島地方検察庁	徳島市徳島町2-17	088-652-5191
高知地方検察庁	高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9191
松山地方検察庁	松山市一番町4-4-1	089-935-6111